

集合契約における実施機関の 機関番号等の変更及び追加について

平成27年4月改定

実施機関番号等の変更とは・・・

(保険者協議会中央連絡会資料 平成20年10月10日付)

実施機関の追加とは・・・

(保険者協議会中央連絡会資料 平成21年3月27日付)

契約期間中（契約締結後）に保険医療機関番号や機関名、住所に変更が生じた場合の取扱いとなり、既に契約書の実施機関一覧に当該機関が掲載されていることが条件となります。

毎月、「実施機関番号等変更届」（別紙1）の提出により、対応します。

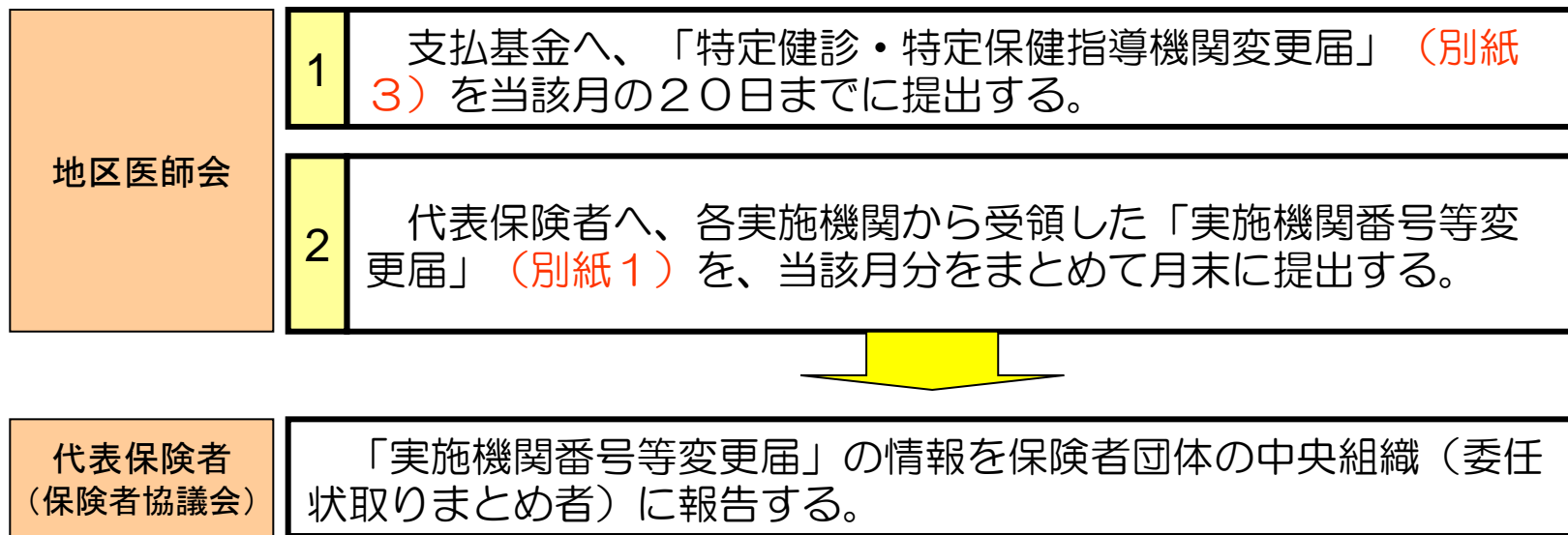
平成20年度は契約締結後に実施機関を追加することはできませんでしたが、平成21年度からは四半期ごとに実施機関を追加できるようになりました。

6月末、9月末、12月末に「特定健康診査（特定保健指導）委託変更契約書」（別紙2）を代表保険者と締結することで、追加ができます。

実施機関番号等の変更の手続き

前提条件

- ・既に当該実施機関(旧実施機関番号等)が契約書の実施機関一覧に登載されている。
- ・新しい保険医療機関番号(保険医療機関指定通知書)が交付されている。



【新番号での特定健診・特定保健指導の実施時期】

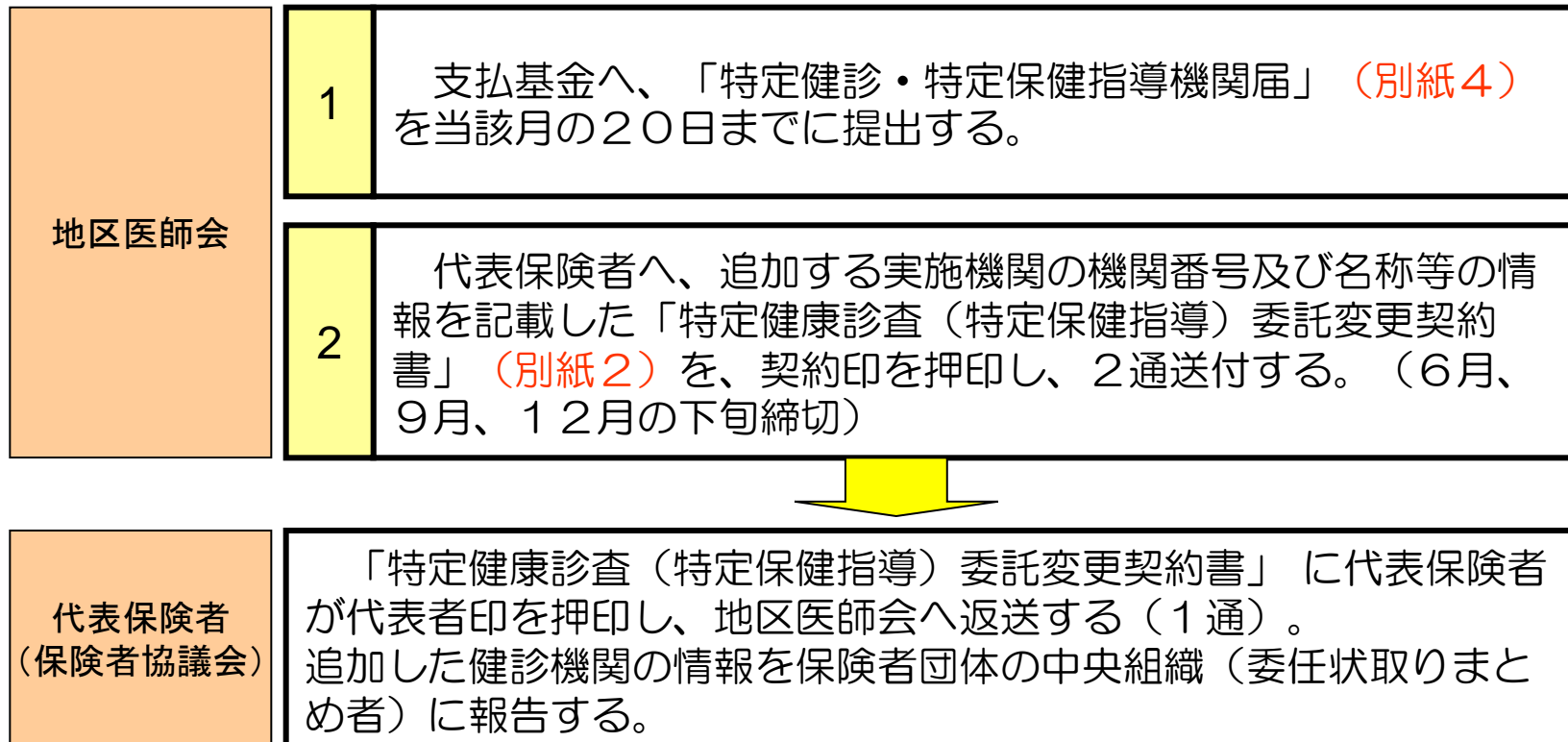
支払基金・国保連合会ともに

「特定健診・特定保健指導機関変更届」を支払基金に20日までに提出した場合、翌月から特定健診・特定保健指導を実施することができます。

実施機関の追加の手続き ①健診機関の登録

前提条件

- ・実施機関を既存の契約書の実施機関一覧に追加する場合。
- ・保険医療機関番号(保険医療機関指定通知書)が交付されている。



追加した実施機関は追加契約の締結日の翌日から特定健康診査・特定保健指導を実施することができます。

※別紙1と別紙2は「集合契約に関する情報」または「各種ダウンロード集」からダウンロードできます。

※別紙3と別紙4は支払基金のホームページからダウンロードができます。

社会保険診療報酬支払基金のアドレスはこちら

<http://www.ssk.or.jp/index.html>

【留意点】

- 1 本取扱いは、「実施機関番号等の変更の手続き」と異なり、6月末、9月末、12月末に限り、追加契約の締結をします。
 - 6月末日契約の対象範囲
⇒年度当初の契約締結後から6月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。
 - 9月末日契約の対象範囲
⇒6月21日から9月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。
 - 12月末日契約の対象範囲
⇒9月21日から12月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を実施した実施機関が対象。

実施機関の追加の手続き ②受領口座等の届出

前提条件

- ・実施機関を既存の契約書の実施機関一覧に追加する場合。
- ・保険医療機関番号(保険医療機関指定通知書)が交付されている。

A: 地区医師会が請求または受領を取りまとめる場合

地区医師会	1	支払基金へ、各健診機関から提出してもらう①「請求または受領に関する委任状」、地区医師会で作成する②「承諾書」③「とりまとめ機関一覧」を、当該月の20日までに提出する。
	2	国保連合会へ、各健診機関から提出してもらう①「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」・②「通帳のコピー」、地区医師会で作成する③「健診等費用の請求及び受領の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧」・④「請求及び事務代行について」を提出する。

B: 地区医師会が請求または受領を取りまとめない場合

地区医師会	地区医師会からの提出書類はありません。 ただし、各健診機関は、国保連合会へ①「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」・②「通帳のコピー」の提出が必要です。
-------	---

備考

- 1 支払基金へ各健診機関から提出いただく①「請求または受領に関する委任状」、地区医師会で作成する②「承諾書」③「とりまとめ機関一覧」は、支払基金ホームページからダウンロードができます。
- 2 国保連合会へ、各健診機関から提出いただく①「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」の用紙は国保連合会より送付されます。必要事項を記入いただき、②「通帳のコピー」と一緒に国保連合会へお送り願います。
- 3 地区医師会で作成し、国保連合会へ提出いただく③「健診等費用の請求及び受領の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧」④「請求及び事務代行について」の用紙は「集合契約に関する情報」画面からダウンロードができます。